

最高裁秘書第4595号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

令和元年6月25日付け（同月26日受付、第014097号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成26年3月13日付け自動車損害賠償責任保険証明書(片面で1枚)
- (2) 平成29年2月15日付け自動車損害賠償責任保険証明書(片面で1枚)
- (3) 平成31年2月13日付け自動車損害賠償責任保険証明書(片面で1枚)

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)及び(3)の各文書には、公にすると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の印影）、公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号等）及び警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ、第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（印影）、公にすると法人の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号等）及び警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ、第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

### 3 開示の実施方法

写しの送付

証明番  
番号

第

号

平成 26年 3月 13日

## 自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

あいおいニッセイ同和損害保険

◎◎ この証明書は「保険料未納済」となっている車両につき発行するものではありません。 この証明書は「保険料未納済」となっている車両につき発行するものではありません。	自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)		自動車の種別	自家用 乗用
保険期間	自 平成 26年 3月 17日 36か月	使用の本拠の所在地	東京都	
	至 平成 29年 3月 17日 午前12時		保険料 ¥39,120	
保険住所 契約者 の氏名	千代田区 垂町4-2 最高裁判所	指定金融機関名	保険料収納済印	
				
異動事項				
管轄店名 及び 所在地	あいおいニッセイ同和損保(株) 本社 〒150-8483 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL: 03-3951-1011	被者印	被者印 DAB60 東京トヨタ APAL	

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。  
ホームページアドレス (<http://www.aioinisseyowa.co.jp/>)

# 自動車損害賠償責任保険証明書

証明書番号 第 [REDACTED]

下記の自動車については、自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

AIU損害保険株式会社

識別コード 9204041281A4

(作成日) 平成 29年 2月 15日

自動車登録番号・車両番号または保険の番号 車台番号	品川 [REDACTED]	自動車の種別 (特種車の用途)	自乗
保険期間	自 平成 29年 3月 17日 24時 至 平成 31年 3月 17日 午前12時	使用の本拠の所在地	東京都
保険契約者	東京都 千代田区 隅町4-2 最高裁判所 サイカサイバソシヨ	保険料	￥ 27,840
契約者	氏	指定金融機関名	
	保険料収納済印		
契約事項	 <p>自動車損害賠償責任保険料 29.2.15 B1612 取納済 AIU損害保険株式会社</p>		
管轄店名 および所在地	東京第二支店 東京都新宿区西新宿2-4-1新宿NSビル14F 03-6884-9117 163-0814	扱者コード	A4-1C81 株式会社 セーフ・コ・レーション

ご注意 ①内容をご確認のうえ、写真ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に付けておいてください。  
②この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

## 日始更保険についての案内

平成22年4月1日の保険法の施行および自動車損害賠償保険法の一部改正に伴う自賠責保険における主な変更点をお知らせします。

### ■「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の改定について

平成22年4月1日以降保険期間のご契約より自賠責保険の約款を一部改定しています。なお、平成22年3月31日以前保険期間のご契約であっても、平成22年4月1日以降発生の事故については、改定後の内容に基づいて取り扱います。

<主な改定内容>  
被保険者が保険金請求を行う場合、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険会社は、保険金を支払うために必要な取扱の権限を終えて保険金をお支払いします。(特別な場合はまたは責任が不可欠な場合には、保険会社は確認が必要な事項およびその期限を終える時間を被保険者に通知し、約款に定める日数までに保険金をお支払いします。)

### ■臨時効力の改定について

平成22年4月1日以降発生の事故について、保険法および自動車損害賠償保険法における保険金等の請求権の時効が2年から3年に改定されています。

### ■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の権限を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

### ■保険金等のお支払いの内容

自賠責保険の保険会社は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逆失利益、慰謝料等	精神疾患・精神・物理的機能に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき: 最高4,000万円 臨時介護のとき: 最高3,000万円 被保険者の現状により 第1級: 最高3,000万円~ 第14級: 最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逆失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円
死亡するまでの損害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高20万円

### ■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故が起きたときは、まず、けが人の救急に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書など事故のあらましを把握なく保険会社に届け出してください。  
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行なうことができます。また、本請求のほか、保険金の割合があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳しく述べましては、保険会社にご相談ください。

(裏面もご覧ください)

証明書番号 第 [REDACTED] 号 自動車損害賠償責任保険 保険料領収証

自動車登録番号・車両番号または保険の番号 車台番号	品川 [REDACTED]	保険料	￥ 27,840
保険期間	自 平成 29年 3月 17日 24時 至 平成 31年 3月 17日 午前12時	支払店名	東京第二支店

契約者 最高裁判所

平成 29年 2月 15日

識別コード 9204041281A4

上記正に領収いたしました。

AIU損害保険株式会社



証明書  
番号

第 [REDACTED] 号

平成 31 年 2 月 13 日

## 自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

三井住友海上火災保険株式会社 [REDACTED]

自動車登録番号、車両番号又は機関の番号(車台番号)	品川 [REDACTED] [REDACTED]	自動車の種別	自乗
保険期間	自 平成 31 年 3 月 17 日 24か月 至 平成 33 年 3 月 17 日 午前 12 時	使用の本拠の所在地	東京都
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	東京都千代田区隼町 4-2	保険料	¥25,830
異 動 事 項	最高裁判所		
管轄店名及び所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 三井住友海上火災保険(株)本店 0120-281554 (無料)		
印	AHD62 法務弘済会 1162		

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<https://www.ns-ins.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

## 自賠責保険についてのご案内

平成 22 年 4 月 1 日の保険法の施行および自動車損害賠償保険法の一部改正に伴う自賠責保険における主な変更点をお知らせします。  
■「自動車損害賠償責任保険普通保険契約」の改定について  
平成 22 年 4 月 1 日以降保険始期のご契約より自賠責保険の約款を一部改定しています。なお、平成 22 年 3 月 31 日以前保険始期のご契約であっても、平成 22 年 4 月 1 日以降発生の事故については、改定後の内容に準じて取り扱います。

<主な改定内容>  
被保険者が保険会員を用意する場合、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて 30 日以内に、引受け保険会社は保険金を支払うために必要な事項の認証を経て保険金をお支払いします。(特別な場合または認証が不可欠な場合には、引受け保険会社は認証が必要な項目およびその確認を終える時期を被保険者に通知し、約款に定める日数までに保険金をお支払いします。)

### ■時効の改訂について

平成 22 年 4 月 1 日以降発生の事故について、保険法および自動車損害賠償保険法における保険金等の請求権の時効が 2 年から 3 年に改正されています。

### ■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の権利を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が被害者負担を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)  
※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

### ■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

損害による損害	治療費、薬剤費、休業損害、慰謝料	支払限度額(被害者 1 名あたり)
無 故 に よ る 損 害		最高 120 万円
後 遺 障 害 に よ る 損 害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・脳血管障害に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき: 最高 4,000 万円 臨時介護のとき: 最高 3,000 万円 後遺障害の程度により 第 1 級: 最高 3,000 万円～ 第 14 級: 最高 75 万円
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高 3,000 万円
死 亡 す る ま での 回 合 による 損 害	(回合による損害の場合と同じ)	最高 120 万円

### ■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まずはけが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明番号などを事故のあらましを迅速なく引受け保険会社に届け出してください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受け保険会社にご相談ください。

(裏面をご覧ください)

証明書  
番号 第 [REDACTED] 号

自動車損害賠償  
責任保険

平成 31 年 2 月 13 日  
保険料領収証

自動車登録番号、車両番号又は機関の番号(車台番号)	品川 [REDACTED] [REDACTED]	保険料	¥25,830
保険期間	自 平成 31 年 3 月 17 日 24か月 至 平成 33 年 3 月 17 日 午前 12 時	管轄店名及び所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 三井住友海上火災保険(株)本店 0120-281554 (無料)

契約者・最高裁判所

様

三井住友海上火災保険株式会  
上記保険料を領収いたしました。

印

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。